

令和8年度 第4回倉吉市農業委員会会議議事録

1 開催日時 令和8年7月10日（金） 午後1時30分から午後2時10分

2 開催場所 倉吉市役所 第2庁舎3階 会議室302

3 出席委員 （26人）
会長 2番 山脇 優 委員

農業委員

1番 高見美幸 委員	3番 船越省吾 委員	4番 田村静伸 委員
5番 福井章人 委員	6番 藤井由美子 委員	7番 室山恵美 委員
8番 吉村年明 委員	9番 山下賢一 委員	10番 筏津純一 委員
11番 堀川理恵 委員	12番 数馬 豊 委員	13番 鐵本達夫 委員
14番 美田俊一 委員	16番 松本幸男 委員	17番 河野正人 委員
18番 原田明宏 委員	19番 早田博之 委員	

農地利用最適化推進委員

福井満寿美 委員	山脇賢治 委員	塚根正幸 委員	田倉恭一 委員
秋山美香 委員	林 修二 委員	小谷義則 委員	山下洋一郎 委員

4 欠席委員 （2人）
15番 衣笠健一郎 委員 藤原 治 委員

5 議事日程
第1 開会
第2 会長あいさつ
第3 議事録署名人の決定
第4 連絡・報告事項
第5 議事
議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第16号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について
議案第17号 所有者等を確知することができない農地の公示について
議案第18号 農用地利用集積等促進計画について

第6 その他

第7 閉会

6 農業委員会事務局職員
局長 梶本 幸敬
主幹 岩田 寿朗
主任 栗原 雅史

経済観光部農林課職員
主任 亀村 わか奈

7 会議の概要

(1) 開 会

事務局 ただ今より、令和8年度第4回農業委員会会議を開会いたします。始めに山協会長よりごあいさつをお願いいたします。

(2) 会長あいさつ

(省略)

※ 議長選出

事務局 この後は農業委員会会議規則第3条により、会長が議長となり会議を進行していただきます。よろしくお願いいたします。

(3) 議事録署名人の決定

議 長 それでは本日の議事録署名人ですが、私のほうで指名させていただいてもよろしいでしょうか。

(はいの声)

議 長 それでは指名をさせていただきます。8番 吉村委員、9番 山下委員に本日の議事録署名人をお願いいたします。

※ 欠席・遅刻届連絡委員の報告

議 長 藤原委員が欠席、15番 衣笠委員は体調不良で欠席です。

(4) 連絡・報告事項

議 長 それでは(4)連絡報告事項、事務局からお願いします。

事務局 令和8年度第4回倉吉市農業委員会会議報告及び予定事項でございます。別紙をご覧ください。(以下事務局説明)

(5) 議 事

議 長 ありがとうございました。くらし農業に関する相談会は相談がなかったようなので、続きまして(5)の議事に入ります。本日の議事について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは本日の議案について説明させていただきます。始めに議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。議案2ページをご覧ください。番号1、〇〇〇〇〇〇地内における田1筆、畑1筆の売買の申請がございます。

次に議案第16号 非農地・非採草放牧地現況証明申請については議案4ページのとおり2件の申請がございます。

続いて議案第17号 所有者等を確認することができない農地の公示についてでございます。議案6ページのとおり農業委員会の意見を求めるものでございます。

議案第18号 農用地利用集積等促進計画については、議案11ページから18ページのとおり145件の貸借と、19ページのとおり1件の所有権移転

について協議がございます。本日の議案は以上でございます。

議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長 それでは議事に入らせていただきます。議案第15号 農地法第3条の規定による許可の申請についてお諮りいたします。議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので、ただ今の案件につきまして賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議長 はい、ありがとうございました。全員賛成でございますので承認いたします。

議案第16号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について

議長 続きまして、議案第16号 非農地・非採草放牧地現況証明申請についてお諮りいたします。本件につきましては、本日午前11時より当番委員であります河野委員、山下洋一郎委員、藤井職務代理、梶本局長、栗原主任と私の6人で現地の調査に行っておりますので、代表して山下委員より報告をお願いいたします。

山下推進委員 午前中に現地を確認させていただきました。両件とも問題なかったということで報告いたします。

議長 はい、ただ今報告のとおり何ら問題なしということでございました。それでは議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので、ただ今の議案につきまして賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議長 はい、ありがとうございました。全員賛成でございますので承認とさせていただきます。

議案第17号 所有者等を確認することができない農地の公示について

議長 続きまして議案第17号 所有者等を確認することができない農地の公示についてお諮りいたします。事務局より説明してください。

事務局 所有者等を確認することができない農地について告示することにつき、委員会の意見を求めるものでございます。議案6ページからでございます。農地の

議 長 はい、ただ今議案第１７号について説明がございました。議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

議 長 ないようですので、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

議 長 はい、ありがとうございました。全員賛成でございますので承認いたします。

議 長 続きまして議案第 18 号 農用地利用集積等促進計画についてお諮りいたしますが、委員の皆さんにお諮りする前に該当委員に係る案件がございますので、該当委員に係る案件を先に審議させていただくことにご異議ございませんか。

議 長 異議なしということでございますので、進めさせていただきます。農業委員会等に関する法律第31条の規定により該当委員の退席を求めます。

議 長 それでは、數馬委員が退席しましたので事務局より説明をお願いします。

議長　ただ今、数馬委員の案件について事務局より説明がありました。議案に対す

る質疑を求めます。

(なしの声)

議 長 質疑がないようですので、ただ今の案件につきまして、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 ありがとうございます。全員賛成ということで承認いたします。それでは、数馬委員の入場を求めます。

(数馬委員 入場・着席)

議 長 数馬委員へ、ただ今の案件につきましては、異議なしということで承認されましたことをご報告申し上げます。

続きまして、13ページ番号55番から58番の〇〇〇〇〇〇〇〇は6番藤井委員に係る案件ですので退席を求めます。

(藤井委員 退席)

議 長 それでは、藤井委員が退席しましたので事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、13ページ農地番号55番でございます。借受経営体は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇。土地につきましては〇〇〇〇〇〇〇の1筆978㎡の畑の促進計画で、賃借権の設定でございます。その他、農地番号56番から58番までを合計いたしまして4筆の6,028㎡の水田、畑の促進計画で、賃借権の設定でございます。以上でございます。

議 長 ただ今、説明がありました。議案に対する質疑を求めます。

(なしの声)

議 長 質疑がないようですので、ただ今の案件につきまして、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 ありがとうございます。全員賛成ということで承認いたします。それでは、藤井委員の入場を求めます。

(藤井委員 入場・着席)

議 長 藤井委員へ、ただ今の案件につきましては、異議なしということで承認されましたことをご報告申し上げます。

以上で該当する出席委員の案件は終了いたしました。それではその他の案件

について、事務局説明をお願いします。

事務局

ページを戻っていただきまして、11ページからでございます。農用地利用促進計画につきましては11ページ番号1番から18ページ番号145番まで合計234, 999㎡の水田、畑でございます。

続きまして19ページ、売買関係でございます。所有権を移転する者、○○の○○○○さん、○○○の○○○さん、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○の○○○○さん、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○の○○○○さんから、公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構に所有権を移転し、そこから○○○○○○○○○に所有権を移転する計画でございます。移転する土地は○○3筆、○○○3筆、○○2筆の合計9, 136㎡の水田でございます。対価は918, 100円、10アールあたりですと平均100, 492円でございます。

賃借権等を受ける者の農業経営の状況につきましては20ページから21ページ、所有権の移転を受ける者の農業経営の状況につきましては、22ページ記載のとおりでございます。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により倉吉市長から協議がありましたので、本会の意見を求めるものでございます。以上でございます。

議長

ただ今、説明がございました。皆さんから議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議長

ないようですので、議案第18号について賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議長

ありがとうございました。全員賛成でございますので承認いたします。以上で議事は終結いたします。

(6) その他

議長

続きまして別冊、その他報告・連絡事項をご覧ください。(1) 農地法第5条の規定による許可を必要としない届出書について、栗原主任からお願いします。

事務局

(1) 農地法第5条の規定による許可を必要としない届出書についてでございます。2ページ1番は倉吉市○○○の発注する工事に伴う一時転用で、転用期間と届出地は記載のとおりです。以上でございます。

議長

続きまして(2) あっせん申出のあった農地及びあっせん委員の選任について岩田主幹からお願いします。

事務局

はい、あっせん申出のあった農地及びあっせん委員の選任についてでございます。今回は4件ございましたが、4ページの②番については、土地の所有者が法務局に国庫帰属制度の申し出をされた案件について、所有者自身が動かれてすでに農地のもらい手を見つけられたとのことですので、実際に選任いただ

くのは3件となります。

まず3ページ①番でございます。相談者は〇〇〇〇さんで〇〇の水田1筆であります。相談内容は売買ということであります。相談者からは、農地としての利用者がなければ自治公民館にでも買ってもらいたいという話であったが、農地法上、自治公民館に所有権移転するには転用以外での移転ができないため難しいということになります。

4ページの②番については、先ほどお伝えしたとおり、あっせん委員の選任は不要となりました。

続いて5ページ③番でございます。相談者は〇〇〇〇さんで、〇〇〇の畑2筆であります。こちらは相続の届出からの相談でございました。相談内容は売買ということであります。

最後に6ページ④番でございます。相談者は〇〇〇〇さん。現在、担い手育成機構のアグリスタート研修中の方で、令和10年に研修終了予定とのことです。相談内容ですが、〇〇〇〇でスイカの作付ができる農地を約1町、賃貸借または使用貸借されたいということでございます。保有地研修のため今年の10月からの貸借を希望されておられます。以上、あっせん委員の選任についてよろしくお願いいたします。

議 長 それでは、3ページ①番。これは〇〇〇ですな、高見さんお願いします。

1 番 はい。

議 長 1人でよろしいですね。続きましては5ページ③番。これは〇〇〇の山のほうですな。吉村委員。

8 番 室山委員の方が家から近いです。

議 長 では2人でお願いします。次は〇〇〇〇を希望されているということで、田倉委員と早田委員とでお願いします。

続きまして（3）農地等のあっせん活動の状況について、報告をお願いします。山下委員。

9 番 9番 山下です。〇〇さんは以前〇〇に住んでおられて、去年実家を売却されこちらのほうには戻られませんので、なんとか売って欲しいということで探しましたら、〇〇〇なら買ってやるということで数馬委員が買ってくださることになりました。

議 長 ご協力ありがとうございました。続きまして、船越委員。

3 番 3番 船越です。ここは非常に排水が悪く、機械もはまる場所です。何軒かあたって農事組合にもお願いをしたんですけど、ないという回答でした。引き続きお願いをしていきます。以上です。

議 長 今はそのまま投げてあるんですか。

3 番 はい、本人さんには草刈りをするよう伝えていきます。

議 長 管理はしてもらうけど、耕作はしていないということですか。

3 番 そうです。

議 長 はい、そこはまた気をつけておいてください。では（４）今後の会議等の予定について。

事務局 はい。今後の会議等の予定ということで、表紙に現在決定している予定等を記載させてもらっています。７月２１日の臨時総会等の開催については議案送付の際に同封させていただきましたのですすでにご承知とは思いますが、改めて説明させていただきます。

 ７月２１日火曜日に農業委員の辞令交付式及び臨時総会、農地利用最適化推進委員の委嘱状交付式を行います。集合時間ですが、農業委員は１時、推進委員は２時５０分としております。農業委員さんのほうは１時から個人の写真撮影を行い、１時半から辞令交付式、臨時総会という流れとなります。推進委員さんのほうは２時５０分から個人の写真撮影、それが終わりましたら農業委員及び推進委員の集合写真を撮る計画としております。３時から推進委員さんの委嘱状の交付式ということでございます。夏の暑い時期ではありますが、ネクタイや背広、委員章等も準備していただき写真に備えていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。写真の時に着ていただいて、それ以外の時間は当然暑いですから脱いでいただいて結構です。写真はホームページと農業委員だよりに掲載する他、お渡しする身分証明書に貼付けする向こう３年間の写真となりますので、見栄えが良い服装のご準備をお願いします。

 その後６時から、歓迎会ということで中華料理北京を予定しております。過ごしやすい服装に着替えてきていただいて結構ですので、よろしくお願いします。出欠報告を１５日までと案内しておりますけれども、現時点で出席が確定されている方はこの場で挙手にて教えていただけますか。

 （出席者確認）

事務局 ありがとうございました。

議 長 退任される方は申し訳ありませんが、今度新任の方を中心に歓迎会となっております。送別会は昔はありましたが今はありませんのでご了承ください。

事務局 次に８月１０日です。定例の農業委員会会議終了後に、研修会を予定しております。８月１９日は農地パトロールです。１１月の１９、２０日は県外視察を予定しておりますので記載しております。あと、歓迎会の会費は６，０００円ということで当日集めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

議 長 はい、ここまでの説明に関して質問等ございますか。写真撮影の時には委員章を忘れないようにお願いします。

事務局 身分証は８月１０日に用意させてもらって、古いほうは回収します。退任の方は今日置いて帰っていただいても結構です。

議 長 何か他にありますか。はい、藤井委員。

6 番 ○○○で作っておられる○○さんの3条申請ですけど、これは本人同士が決められた金額ですか。それとも農業委員会か農林課に相談して来られた案件でしょうか。隣で売りたい方がおられて買って欲しいという方がおられたんですが、世話をするのにどういう感じで来られたのか聞きたいです。

議 長 誰が仲介したのかな。

事務局 ○○事務所から書類を提出して来られて、2反で3万円ということでした。

6 番 なら、本人同士が決めたということですね。

1 3 番 田んぼだけでなく、農機具もあったって聞いてます。みんな含めてってことではないですかね。

6 番 わかりました。

議 長 そうなると隣はそれ以上の金額では受けにくいですよ。

6 番 もう1つは議案の11ページにたくさん○○○○さんが借りておられるようですけれども、個人で新規で借りている分ですか。

農林課 家は○○の方で、以前からこれらは借りて耕作されていたんですがこの度認定農業者になられるにあたり、機構法での貸借に切り替えられたいということで今回書類を出されたものです。

議 長 ○○○○がなんか法人しとなる人だな。

1 6 番 ○○の○○さんの○○さん。

議 長 若い夫婦でカブ作ったりちゃんとしよんなる。

1 6 番 ○○○の訳ありの農地を、僕がしますって引き受けてくれましたよ。結構作ってますよ。

6 番 でも、○○○から○○○○○までどういうわけでしょうとなるかと思って。

議 長 ○○も借りてますよ。市内全体であちこち世話しとる。○○○○とは全く関係なく自分たちで若い人を集めて農業されています。契約自体は前からしていたのを切り替えたってことですね。

他にありませんか。

事務局 チラシを置いております。農林課より、7月25日開催のとっとり農業人フェアという催しがある、周知いただきたいということでございます。新たに農

業に興味を持っている方に周知していただくほか、委員さんのご参加もよろしくをお願いします。

議 長 7月25日ですね。他にありますか。

(なしの声)

議 長 ないようですので本日の農業委員会会議は閉会いたします。お疲れ様でした、ご苦労様でした。

— 午後2時10分 閉 会 —